

(2) 公有財産台帳の登録誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																					
<p>此花警察署 警察本部総務部 施設課</p>	<p>1 春日出交番に設置され、公有財産台帳に駐車場として登録されている工作物は、一般的にカーポートと呼ばれるものである。</p> <p>平成23年度からの新公会計制度運用開始に合わせ、公有財産台帳管理システム（以下「システム」という。）に登録する際、その用途を「その他（雑工作物）」とすべきところ、「露天式立体駐車場」としたため、誤った耐用年数を適用して減価償却を行うこととなった。</p> <p>このため、本来であれば減価償却が継続中のところ、早期に減価償却を終えたことから減価償却累計額が過大となり、財務諸表のうち貸借対照表上の工作物の計上額が正確なものとなっていなかった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【工作物情報】</b></p> <table border="1" data-bbox="522 995 1190 1115"> <tr> <td>財産名称</td> <td>駐車場</td> </tr> <tr> <td>取得年月日</td> <td>昭和47年10月23日</td> </tr> <tr> <td>当初取得価格</td> <td>74,000円</td> </tr> </table> <p><b>【システムへの登録】</b></p> <table border="1" data-bbox="522 1184 1317 1417"> <thead> <tr> <th></th> <th>用途</th> <th>耐用年数 (耐用月数)</th> <th>減価償却 累計額(注)</th> <th>期末残高 (注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正</td> <td>その他 (雑工作物)</td> <td>45年 (540ヶ月)</td> <td>68,586円</td> <td>5,414円</td> </tr> <tr> <td>誤</td> <td>露天式 立体駐車場</td> <td>15年 (180ヶ月)</td> <td>73,999円</td> <td>1円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成26年3月末時点</p> </div>	財産名称	駐車場	取得年月日	昭和47年10月23日	当初取得価格	74,000円		用途	耐用年数 (耐用月数)	減価償却 累計額(注)	期末残高 (注)	正	その他 (雑工作物)	45年 (540ヶ月)	68,586円	5,414円	誤	露天式 立体駐車場	15年 (180ヶ月)	73,999円	1円	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>異なる用途でシステム登録したことで、誤った耐用年数が適用され、貸借対照表が正確なものとなっていなかったのは問題である。</p> <p>警察本部施設課においては、本件以外に他の警察署で同様の事案がないか確認するとともに、システムへの修正登録を行い、貸借対照表に反映させるなど必要な措置を講じられたい。</p> <p>工作物（植栽柵）については、調査の上所有状況等を明らかにされたい。</p> <p>調査の結果、大阪府の所有であることが判明した場合は、警察本部施設課においては、システムへの登録を行うなど必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b> (公有財産台帳) 第15条 (略)</p> <p>2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (台帳の登録単位) 第3条 前条に規定する財産の台帳登録にあたっては、施設単位で作成するものとし、その施設を構成している土地、建物、工作物などについて、次の各号に掲げる単位ごとに登録を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 工作物 それぞれの種目を一の単位とする。</p> <p>(台帳等の管理) 第7条 (略)</p> <p>2 部局長等は、システムを用いて、所管する財産の取得登録、異動登録、及び閉鎖登録を行い、所管財産の台帳を管理するものとする。</p> </div>	<p>1 春日出交番の駐車場については、システムに登録する際に、その用途を「その他（雑工作物）」とすべきところ、「露天式立体駐車場」としていたため、平成27年3月6日に修正登録を行い、同月19日に報告済みである。</p> <p>なお、本部施設課において、本件以外に他の警察署で同様の事案がないかシステムを用いて調査し、誤りが発見されたものについては、平成28年4月9日に修正登録を行ったものである。</p>
財産名称	駐車場																							
取得年月日	昭和47年10月23日																							
当初取得価格	74,000円																							
	用途	耐用年数 (耐用月数)	減価償却 累計額(注)	期末残高 (注)																				
正	その他 (雑工作物)	45年 (540ヶ月)	68,586円	5,414円																				
誤	露天式 立体駐車場	15年 (180ヶ月)	73,999円	1円																				

2 春日出交番を現地調査したところ、借り入れている交番敷地内に公有財産台帳に登録されていない工作物（植栽柵）があった。

（財産の耐用年数）

第15条 財産の耐用年数は、以下によるものとする。

(1) 耐用年数は、別表3「耐用年数表」に定めるものとする。

（減価償却）

第16条 財務部長は、償却資産について、財産ごとに前条に規定する耐用年数と、次の各号に掲げる備忘価額に基づき、定額法により減価償却額を算定する。

(1) 建物、工作物、動産 1円

別表3 耐用年数表

3-1 工作物（事業用資産）耐用年数一覧表

施設名		構造種別（主体構造）
種目	用途	金属造（鋼鉄製）
雑工作物	露天式立体駐車場	15
	その他	45

【大阪府財務諸表作成基準】

（資産の価額）

第13条 貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として取得原価とする。（以下略）

2 固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額とする。

2 春日出交番は昭和47年10月に建設された交番であるが、植栽柵については建設時の設計図面等には登載がなく、平成4年に掲示板が新設された際に既に設置されていたことは当時の写真により確認できたが、その間に設置されたという記録等は一切残っておらず、調査は不可能であり、設置時期及び状況は不明である。

しかし、設置状況、材質、設置方法、そして、長年に渡って交番用地内に設置されていたことを総合的に勘案すると、本件植栽柵が大阪府所有であることの蓋然性が高いため、適正な管理を行うためにも、府有財産とした上、平成27年12月18日、システムへの登録を行ったものである。

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																								
高石警察署 警察本部総務部 施設課	<p>高石警察署では、公有財産の一部が、次のとおり公有財産台帳に本来、工作物として登録されるべきものが、未登録であったものや、誤って建物として登録されていたものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="486 575 1172 863"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th>本署 (取得価額)</th> <th>富木駅前交番 (取得価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正</td> <td>誤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工作物</td> <td>未登録</td> <td>バリカー、 点字ブロック (調査中)</td> <td>バリカー (調査中)</td> </tr> <tr> <td>建 物</td> <td>原付自転車置場 (622,000円)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、建物の壁面に設置されているため、本来、建物に含んだ形で登録されるべきものが、工作物として登録されていた。</p> <table border="1" data-bbox="486 1066 1041 1234"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th>東羽衣交番 (取得価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正</td> <td>誤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 物 に含む</td> <td>工作物</td> <td>電光掲示板：外壁設置 (2,391,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上のことから、新公会計制度の貸借対照表上の建物及び工作物の計上額が正確ではなかった。</p>	台帳登録		本署 (取得価額)	富木駅前交番 (取得価額)	正	誤			工作物	未登録	バリカー、 点字ブロック (調査中)	バリカー (調査中)	建 物	原付自転車置場 (622,000円)	—	台帳登録		東羽衣交番 (取得価額)	正	誤		建 物 に含む	工作物	電光掲示板：外壁設置 (2,391,000円)	<p><b>【是正を求めるもの】</b>        署においては、本件以外には公有財産の公有財産台帳への登録漏れや登録誤りがないことを確認するとともに、公有財産台帳の重要性について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。        警察本部施設課においては、公有財産台帳等管理システムへの修正登録を行い、貸借対照表に反映させるなど必要な措置を講じられたい。</p> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b>        (公有財産台帳)        第15条 (略)        2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>        (台帳の登録単位)        第3条 前条に規定する財産の台帳登録にあたっては、施設単位で作成するものとし、その施設を構成している土地、建物、工作物などについて、次の各号に掲げる単位ごとに登録を行う。        (1) (略)        (2) 建物            棟を一の単位とする。        (3) 工作物            それぞれの種目を一の単位とする。</p>	<p>本署及び交番の公有財産と公有財産台帳とを再度、目視により確認を行った。        署員に対し、朝礼時、全体会議等において教養を行うとともに、本署各課及び交番に資料を配布し、署員への周知徹底を図った。        また、公有財産台帳等管理システムへの修正登録については、全て指摘どおりの是正登録を行ったものであるが、点字ブロックについては、本来、財産登録する必要がなく、誤った指摘に基づき登録したため、平成27年12月25日付けで削除した。</p>
台帳登録		本署 (取得価額)	富木駅前交番 (取得価額)																								
正	誤																										
工作物	未登録	バリカー、 点字ブロック (調査中)	バリカー (調査中)																								
	建 物	原付自転車置場 (622,000円)	—																								
台帳登録		東羽衣交番 (取得価額)																									
正	誤																										
建 物 に含む	工作物	電光掲示板：外壁設置 (2,391,000円)																									

※監査委員事務局注：点字ブロックについては、警察においては従前工作物として公有財産台帳に登録する事務処理が行われてきたが、平成27年度に工作物に該当しないとの解釈が財産活用課から示された。